

## 石岡市告示第 523 号

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 29 年 12 月 5 日

石岡市長 今泉 文彦

### 条件付き一般競争入札

#### 業務委託

- 1 件 名 平成 30 年度 石岡市教育バス運行業務委託 中型バス 6 号車（債務負担行為）
- 2 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日
- 3 入札に参加できる者の資格条件
  - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成 28・29 年度石岡市競争入札参加有資格者名簿（物品納入・役務の提供等）（以下「名簿」という。）に登録されていること。
  - (3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
  - (4) 石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年石岡市訓令第 15 号）に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該入札の告示日を基準とする。
  - (5) 石岡市建設工事暴力団等排除対策措置要綱（平成 17 年石岡市訓令第 89 号）に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。また、同要綱第 5 条に該当する行為も禁止する。
  - (6) 法人名において本市の市税が課税対象となっている場合、当該入札参加申請時に当該市税を完納していること。ただし、告示日現在で納期限が到来しているものに限る。
  - (7) 当該案件において道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）その他関係法令の規定を厳守すること。
  - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (9) 石岡市内に本店を有すること。
- 4 申請方法

石岡市条件付き一般競争入札参加申請書及び添付書類をファクシミリにて申請すること。  
ファクシミリ番号 0299-24-0324 石岡市役所 契約検査課  
申請書は、インターネットによるホームページからダウンロードできます。  
ホームページアドレス <http://www.city.ishioka.lg.jp>  
上記様式が取得できないときは、石岡市役所 契約検査課に用意してあります。
- 5 申請書の提出期間

平成 29 年 12 月 6 日（水）から平成 29 年 12 月 21 日（木）まで  
※平日の午前 9 時から午後 5 時の間でファクシミリ願います。  
※締め切り日は、午後 3 時までとする。  
ファクシミリ後、速やかに電話で必ず確認すること。  
電話番号 0299-23-1111 契約検査課

## 6 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には、平成 29 年 12 月 25 日（月）までに連絡します。  
平成 29 年 12 月 25 日（月）までに電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

## 7 設計図書等の閲覧

### ・ホームページによる閲覧

石岡市ホームページよりダウンロード。ダウンロードする際のパスワードは、「ホームページの設計図書閲覧パスワード交付申請書」により申請し取得すること。閲覧期間は、平成 29 年 12 月 6 日（水）から平成 29 年 12 月 22 日（金）までとする。  
※パスワードの交付申請期間は、平成 29 年 12 月 6 日（水）から平成 29 年 12 月 21 日（木）までとし、時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

### ・紙ベースによる閲覧

場所 石岡市役所契約検査課

閲覧期間は、平成 29 年 12 月 6 日（水）から平成 29 年 12 月 22 日（金）までとし、時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

## 8 質問の方法

本業務内容の質問は、原則として質問書の提出（ファクシミリ可）とします。

業務担当課 教育委員会 教育総務課

電話番号 0299-43-1111

ファクシミリ番号 0299-43-1117

質問の期限 平成 29 年 12 月 22 日（金）正午まで

※質問書の回答は、後日速やかに石岡市ホームページにて回答します。

## 9 入札方法

- (1) 入札書を直接持参すること。郵便による入札は認めない。
- (2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は見積もった価格（総額）を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3 回を限度とする。落札者がいない場合は、入札を終了し、入札金額の最も低い者と随意契約の交渉を行う。随意契約の交渉における見積もり回数は 3 回を限度とする。

## 10 入札（開札）日時等

- (1) 入札（開札）日時 平成 30 年 1 月 9 日（火）午後 2 時 00 分
- (2) 入札（開札）場所 本庁 1 階 大会議室

## 11 入札保証金

免除

## 12 契約保証金

要する。（契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。）ただし、石岡市財務規則第 145 条 1 項各号のいずれかに該当する場合、納付を免除する。

## 13 落札者の決定

予定価格以下の価格で、最低の価格を申込した者を落札者とする。

## 14 その他

- (1) 入札に必要な資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 落札額に同額者が複数いた場合は、同額者による「くじ」で決定するものとする。
- (5) 入札参加申請に当たり虚偽の記載等については、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱により措置するものとする。また、開札日までに茨城県及び石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となった場合は、入札を無効とする。